

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第203号

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び係」及び「事務係」を削る。

第2条第1項中「係長」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、室に事務係長を置く。

第3条第1項中「及び係長」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第5条各号列記以外の部分中「である」を「とする」に改める。

第6条中「並びに」の右に「係長、」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)